

○富良野市ふれあいセンター設置条例

平成28年3月18日条例第11号

改正

令和元年6月21日条例第16号

富良野市ふれあいセンター設置条例

(目的及び設置)

第1条 富良野市内に居住又は働く勤労者と高齢者の福祉増進を図るとともに、高齢者については就労支援、生きがいづくり、健康づくり及び介護予防に係る取組の支援をし、心身状態の維持向上、社会的孤立の解消並びに要介護状態となることを予防し、健康で明るい生活を営むため、富良野市ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富良野市ふれあいセンター

位置 富良野市春日町12番5号及び6号

(施設区分)

第3条 センターは、勤労者施設と老人福祉施設で構成する。

- (1) 勤労者施設は、軽運動室、講習室、集会室、音楽室とする。
- (2) 老人福祉施設は、集会室、図書室、栄養指導室、教養娯楽室、陶芸室、木工室、機能回復訓練室とする。

(センターの管理)

第4条 センターの管理は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第25号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 施設又は設備の維持管理に関する業務
- (3) 使用料等の徴収に関する業務

- (4) 高齢者の就労等の相談指導
- (5) 高齢者の趣味、娯楽レクリエーション及び教養等の援助
- (6) センターの設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務
- (7) 使用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (8) 前各号に定めるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く事務
(指定管理者の権限)

第5条の2 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第11条まで、第12条及び第13条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた業務に係る者を除く。

(開館時間)

第6条 開館時間は、9時から21時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

(使用者の範囲)

第8条 センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、その使用を妨げない範囲において、他の者も使用することができる。

(1) 市内に居住又は勤務する満15歳以上の勤労者

(2) 市内に居住する60歳以上の者及びその付添者、高齢者福祉に係る行事を行う者、社会福祉に関する者

(3) その他市長が認めた者

(使用の許可)

第9条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料等の納入)

第11条 勤労者施設を使用する者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料等を市長に前納しなければならない。

2 老人福祉施設を使用する者は、別表第4、別表第5及び別表第6に定める

使用料等を市長に前納しなければならない。

3 前2項において市長が特に認める場合は、後納することができる。

(使用料の収入)

第11条の2 市長は、センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認められるときは、センターの使用料等を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、使用料等は、前条の規定に関わらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が使用料等の額の案を作成し、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項により使用料等を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(使用料等の減免)

第12条 市長は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第13条 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりセンターを使用できないときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 センターの使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたとき若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理をしなくなった施設又は設備を現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 センターの使用者は、自己の責に帰すべき原因により施設を毀損し、

汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

第17条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報及び管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例に施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(富良野市労働会館設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 富良野市労働会館設置条例（平成17年条例第23号）

(2) 富良野市老人福祉センター設置条例（平成19年条例第8号）

(3) 富良野市勤労青少年ホーム設置条例（平成19年条例第9号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の富良野市労働会館設置条例、富良野市老人福祉センター設置条例及び富良野市勤労青少年ホーム設置条例の各規定による使用申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1（第11条第1項関係）

勤労者施設の使用料等

(単位：
円)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
--------	----	----	----	----

使用区分		9時～12時	13時～17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分
軽運動室	基本使用料	2,240	3,560	4,880	9,880
	暖房料	670	1,120	1,520	3,050
講習室	基本使用料	710	850	1,120	2,440
	暖房料	210	260	320	710
集会室	基本使用料	490	780	990	2,130
	暖房料	150	240	300	620
音楽室	基本使用料	1,120	1,620	2,240	4,370
	暖房料	320	470	670	1,320

備考

- 1 軽運動室の個人使用は上記別表にかかわらず、1回につき大人100円、高校生70円とする。
- 2 使用時間区分を通して使用する場合の使用料等は、それぞれの区分の使用料等を合算した額を徴収する。
- 3 使用時間の延長又はやむを得ず使用時間区分に定める以外の時間において使用するときは、使用料等のうち基本使用料と暖房料それぞれの額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合により得た額を1時間単価とし、当該1時間単価に使用した時間を乗じて得た額を基本使用料及び暖房料に加算する。この場合において、1時間未満の使用時間であっても使用時間を1

時間とみなし、徴収するものとする。

- (1) 12時から13時まで 午後の使用料等の4分の1の額
 - (2) 17時から18時まで 夜間の使用料等の4分の1の額
 - (3) 21時30分から翌日9時まで 夜間の使用料等の4分の1の額
- 4 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 5 軽運動室の電動イスを使用する場合は、基本使用料又は第3項の規定による加算後の金額に3割に相当する額を乗じて得た額を加算する。
- 6 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を使用者が徴収する場合は、基本使用料又は第3項の規定による加算後の金額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
- (1) 入場料等500円未満の場合 3割
 - (2) 入場料等500円以上1,000円未満の場合 5割
 - (3) 入場料等1,000円以上2,000円未満の場合 10割
 - (4) 入場料等2,000円以上3,000円未満の場合 15割
 - (5) 入場料等3,000円以上の場合 20割
- 7 商品の展示、即売又はその他の営利行為でセンターを使用する場合の使用料等は、基本使用料又は第3項の規定による加算後の金額に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、市内の区域内に住所又は事業所等を有しない使用者の場合は、基本使用料又は第3項の規定による加算後の金額に15割を乗じて得た額を加算する。
- 8 第5項から第7項までの規定中、第3項の規定による加算後の金額とは、基本使用料に係るものとする。
- 9 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第11条第1項関係）

勤労者施設の軽運動室ステージを練習又は準備のため使用するときの使用料等

(単位：
円)

使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
使用区分		9時～12時	13時～17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分
軽運 動室 ステ ージ	基本使用 料	1,120	1,780	2,440	4,990
	暖房料	670	1,120	1,520	3,050

備考

- 1 使用時間区分を通して使用する場合の使用料等は、それぞれの時間区分の使用料等を合算した額を徴収する。
- 2 使用時間の延長又はやむを得ず使用時間区分に定める以外の時間において使用するとき、使用料等のうち基本使用料と暖房料それぞれの額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合により得た額を1時間単価とし、当該1時間単価に使用した時間を乗じて得た額を基本使用料及び暖房料に加算する。この場合において、1時間未満の使用時間であっても使用時間を1時間とみなし、徴収するものとする。
 - (1) 12時から13時まで 午後の使用料等の4分の1の額
 - (2) 17時から18時まで 夜間の使用料等の4分の1の額
 - (3) 21時30分から翌日9時まで 夜間の使用料等の4分の1の額
- 3 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 4 特殊電気設備等を使用するときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 5 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第11条第1項関係）

勤労者施設の設備・備品の使用料

（単位：
円）

種別	物件名	単位	使用料
照明設備	ボーダーライト	1列	420
	サスペンションライト	1列	420
	ピンスポットライト	1台	50
音響機器	放送本機	1式	1,060
	カセットデッキ	1台	520
	マイクロホン	1本	520
	ワイヤレスマイク装置	1式	520
	レピーター	1台	210

備考 備品等の使用料は1回当たりとする。

別表第4（第11条第2項関係）

老人福祉施設を第8条第2号に規定する者が使用するときの
使用料

（単位：
円）

使用時間区分	午前	午後	昼間	夜間	全日
使用区分	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分
集会室	550	730	1,170	730	1,910

図書室	170	230	370	230	610
栄養指導室	130	170	270	170	440
教養娯楽室	320	430	700	430	1,140
陶芸室	160	220	350	220	570
木工室	120	160	250	160	410
機能回復訓練室	170	220	360	220	590

備考

- 1 使用料に暖房料を含むものとする。
- 2 使用時間区分を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額を徴収する。
- 3 使用時間の延長又はやむを得ず使用時間区分に定める以外の時間において使用するときは、使用料の額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合により得た額を1時間単価とし、当該1時間単価に使用した時間を乗じて得た額を使用料に加算する。この場合において、1時間未満の使用時間であっても使用時間を1時間とみなし、徴収するものとする。
 - (1) 12時から13時まで 午後の使用料の4分の1の額
 - (2) 17時から18時まで 午後の使用料の4分の1の額
 - (3) 21時30分から翌日9時まで 午後の使用料の4分の1の額
- 4 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第5（第11条第2項関係）

老人福祉施設を第8条第1号又は第3号に規定する者が使用するときの使用料

(単位：
円)

使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分
集会室	基本使用料	1,620	2,640	4,270	7,330
	暖房料	320	430	430	1,140
図書室	基本使用料	710	1,120	1,620	3,150
	暖房料	100	130	130	360
栄養指導室	基本使用料	710	1,120	1,620	3,150
	暖房料	70	100	100	260
	ガス代	410	560	560	1,420
教養娯楽室	基本使用料	1,320	1,830	2,750	4,070
	暖房料	190	250	250	670
陶芸室	基本使用料	430	590	760	1,430
	暖房料	90	120	120	330
木工室	基本使用料	310	410	530	1,100

	暖房料	60	90	90	240
機能回復訓練室	基本使用料	440	600	780	1,540
	暖房料	100	130	130	340

備考

- 1 使用時間区分を通して使用する場合は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額を徴収する。
- 2 使用時間の延長又はやむを得ず使用時間区分に定める以外の時間において使用するときは、使用料等の基本使用料、暖房料及びガス代それぞれの額に、次の各号に掲げる区分に応じた割合により得た額を1時間単価とし、当該1時間単価に使用した時間を乗じて得た額を基本使用料、暖房料及びガス代に加算する。この場合において、1時間未満の使用時間であっても使用時間を1時間とみなし、徴収するものとする。
 - (1) 12時から13時まで 午後の使用料の4分の1の額
 - (2) 17時から18時まで 午後の使用料の3分の1の額
 - (3) 21時30分から翌日9時まで 夜間の使用料の3分の1の額
- 3 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 4 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類する金銭（以下「入場料」という。）を使用者が徴収する場合は、基本使用料又は第2項の規定による加算後の金額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料等500円未満の場合 3割
 - (2) 入場料等500円以上1,000円未満の場合 5割
 - (3) 入場料等1,000円以上2,000円未満の場合 10割
 - (4) 入場料等2,000円以上3,000円未満の場合 15割
 - (5) 入場料等3,000円以上の場合 20割
- 5 商品の展示、即売会又はその他の営利行為でセンターを使用する場合の使用料等は、基本使用料又は第2項の規定による加算後の金額に10割を乗

じて得た額を加算する。ただし、市内の区域内に住所又は事務所を有しない場合は、基本使用料又は第2項の規定による加算後の金額に15割を乗じて得た額を加算する。

6 第4項から第5項までの規定中、第2項の規定による加算後の金額とは、基本使用料に係るものとする。

7 栄養指導室において、ガスを使用しない場合には、ガス代を徴収しない。

8 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第6（第11条第2項関係）

老人福祉施設の設備・備品使用料

（単位：円）

種別	備品名	単位	使用料
音響装置	放送本機	1式	1,060
	マイクロホン	1本	520
	レコードプレイヤー	1台	210
照明設備	ピンスポットライト	1台	520

備考 備品等の使用料は1回当たりとする。